



今回の事業承継税制でも目玉の1つである事業承継税制について、これまでも何人かの方から相談を受けたのでしっかりまとめてみました。日経新聞とかでも大見出しで書かれていましたし、特に中小企業の経営者には大きな関心事ですね！

<今回の内容>

I. 事業承継税制について  
..... P.1

平成30年3月1日発行

第 37号

新しいスタッフが入って、さらに賑やかになりました(^-^)！

## 事業承継税制は使えるか？

EMP通信 発行者：EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

### 事業承継税制について

#### ■ はじめに

今回は税制改正第3弾！事業承継税制について取り上げてみました(^-^)

事業承継税制とは、平成21年に作られた相続税と贈与税に関する規定です。

これまでもあったんですが、正直、使いにくかったんです。

それが今回、どうも大幅に要件が緩和されたので、改めてこの規定について、特にどう変わって、どんなふうに使いやすくなったのかを中心にお伝えします！

#### ■ 事業承継税制って何？

事業承継税制は、「会社が次の代にちゃんと事業をバトンタッチしてくれるのであれば、相続税や贈与税を猶予してあげますよー」という制度です。

会社が廃業してしまうと同時に雇用も失ってしまいますよね。もちろん雇用だけでなく、取引先や金融機関など、様々な利害関係者に影響が及んでしまいます。そのような状況が増えるとやがて国としての活力も失われてしまうので、業績の良い会社が廃業してしまうことはなんとかして避けたい！という国の思いがありました。

なので、事業を次の代に引き続いてくれるなら税金を少しくらい猶予してあげてもいいという考えから、この制度が作られました。

ちなみに、今の日本は経営者の高齢化が進み、その平均年齢は61.19歳です(東京商工リサーチ、2016年全国

社長の年齢調査)。10年後には経営者の平均年齢は70歳に到達するとも言われていて、さらに過半数の会社では後継者が不在であるとも言われています。

極端に言うなら「後継者がいない」というだけの理由で、赤字の会社であっても廃業が相次いでいるのが現状です。

#### ■ 後継者がいない？

まず、少子化で子供自体が少なくなっていることももちろん理由の一つではあると思いますが、直接的な原因としては、

1. 納税資金の不足
2. 経営権が分散してしまう恐れがある

が考えられるのではないかと思います。

納税資金の不足については、例えば先代から事業を引き継いだ時に、「税金を払うだけのまとまったキャッシュがない！」という状況も考えられると思います。

それから、「経営権が分散してしまう恐れがある」というのは、先代を含め複数の人が株をもっていた場合、複数の株主が株を売る・渡すことで、経営権が分散してしまい、事業の承継が後継者にスムーズにいかないリスクもありますね。

そこで、事業承継税制を活用する出番です(^-^)

簡単に言うと、この制度を受けることができた場合は、株

式にかかる贈与税や相続税をなんと最終的に100%免除してくれます！（平成30年1月以降分）

このあと詳しく説明していきます。

### ■ 改正への流れ

ところで、この事業承継税制ですが、できたばかりのころは税金を免除にする条件が厳しくて、利用する人がかなり少ない状況でした。

それじゃいかん！ということで、平成27年の税制改正で大幅に要件を緩和し、そこから利用者が少しずつ増えていったという経緯があります。

そして、先にもお伝えしましたが、中小企業経営者の高齢化が急速に進んでいる中でスムーズに世代交代をすることは、早急に手を打たねばならない課題になっています。

そこで、このたび「10年間の特例措置」として、それぞれの要件の緩和を含んだ税制改正が行われることになりました。



■ 今回の改正点はいくつかあるのですが、その中でも大きいのは、受け継いだ株式にかかる相続税の負担についてです。これまでも相続税の納税を猶予する制度があったのですが、その税負担自体を軽くしてあげようという動きがあります。

そこで、まず、これまでの納税猶予制度について説明していきたいと思います！

事業承継税制とは、先代経営者から後継者に株式を生前贈与する時か、相続させる時に使える制度です。

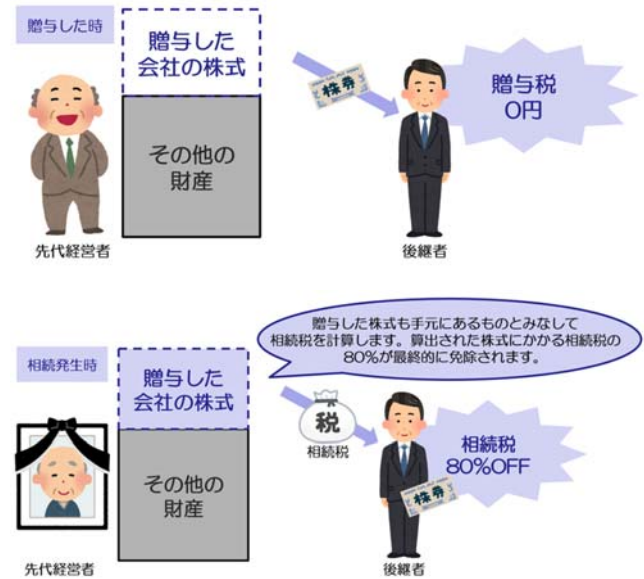
生前贈与でこの制度を使う場合には、贈与税はなんと100%免除！つまり0円になります。相続でこの制度を使う場合には、相続税は80%免除になります。

そうすると、生前贈与で使った方がいいじゃないかと思いますが、実は、どちらのケースでも最終的に免除になる金額は同じになります。

生前贈与でこの制度を使った場合には、その時の贈与税は0円ですが、その人が亡くなってしまった時に、その人の手元に残っている財産額に、この制度を使って生前

贈与した株式を足し戻して相続税を再計算します。そして、その株式にかかる相続税を80%免除にしてくれるというわけです。（ややこしいですね(>\_<).）

つまり最終的には、どちらのタイミングで制度を利用しても同じ金額が免除されるということになります。



### ■ 事業承継税制を受けるための4つの条件

事業承継税制を受けるためには4つの条件が必要になります。

#### (1) 人の条件

先代経営者が満たすべき条件と、後を継ぐ後継者が満たすべき条件があります。

先代経営者が満たすべき条件は、会社の代表者であったことと、会社の筆頭株主であったことです。そして後継者が満たすべき条件は、まず会社の代表者になることと、会社の筆頭株主になることです。（先代経営者が会長になって、後継者が社長となるパターンでもOKです！）

要するに、先代経営者と後継者の満たすべき条件はほぼ同じです。

しかし、後継者に株式を贈与する際には、後継者が3年以上取締役であることが条件になるので、注意が必要です。

ちなみに、この制度は親族でなくても使うことができます。なので、例えば従業員に対しても使うことができますが、お金のやりとりが発生する売買の場合には、この制度は受けられません。

そして平成30年からは、この事業承継税制を一度スタートさせた場合には、先代経営者以外の人から贈与や相続でもらった株式についても、この事業承継税制が使えるようになります！

#### (2) 会社の条件

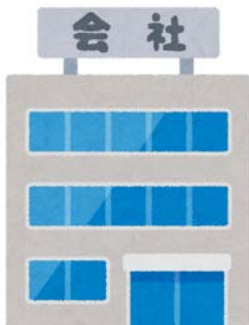
会社が中小企業者に該当することが条件です。中小企業者とは次の条件を満たす会社をいいます。

従業員の数は簡単に変更することができませんが、資

本金の額は自由に減らすことができますよね。現在もし条件を満たしていなくても、資本金を減額することでこの制度を利用することが可能です(^o^)。

人の条件と、会社の条件を満たしていれば、ひとまずこの制度をスタートさせることが可能です！

会社の条件



業種	中小企業者に該当すること (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

資産管理会社に該当しないこと(一定の要件を満たすものを除く)  
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと等

### (3)5年間のルール

この制度は、スタートしてから5年間、守らなければいけないルールがあります。このルールを途中で破ってしまった場合には、猶予されていた税金は利息をつけて納めなければいけません(>\_<)。

ざっくりお伝えすると、こんなルールがあります。

1. 後継者が会社の代表者であり続けること
2. 後継者が会社の株式を保有し続けること
3. 会社の雇用の8割を維持すること

一言でいえば、後継者が5年間社長であり続け、株主であり続け、雇用人数の8割を守ることです(^◇^)

この中で特に重要な条件は、雇用人数の8割を維持することです。実は、この制度がこれまでなかなか普及しなかった一番の理由は、この条件を満たしていく自信のある経営者が少なかったからなんです。

例えば10人の会社であれば、従業員が7人になってしまうと納税猶予は打ち切られてしまい、さらに利息をつけて税金を払わなければいけません(ちなみに利子税は年利0.8%だけなので、それほど大きなリスクではないと思いますが、納税猶予がいきなり打ち切られてしまうのは嫌ですよね)。

中小企業であれば、従業員が2割減ってしまうようなことが起きる可能性は十分あります。

そこで、この点について、まず平成27年に条件が緩和されました。それまでは、雇用の8割を維持しているかどうかという判定を「毎年」行っていたのですが、平成27年からは「5年間の平均」で判定することに改められたんです。

この改正で、もしも一時的に従業員が減ったとしても、5年の平均で見たときに雇用人数の8割維持できているような場合には、納税猶予は続行されることになり、経営者のリスクが大幅に緩和されました。

そして、平成30年からは「もし条件を満たせなくても、経営状況の悪化や正当な理由があればいいですよ」という

さらなる緩和の流れとなり、すぐに納税猶予が打ち切りになるわけではなくなります。(詳細はまだ発表されていないので、発表があり次第、またしっかり皆さんにお伝えしますね(\*^^)v。)

つぎに、注意しておきたい点があります。

それは、5年間の事業継続が終わっても、すぐに税金が免除になるわけではないということです。

5年経ったら、社長はやめてOKですし、もちろん雇用の8割も意識しなくてOKです。ただし、1つだけ5年以降も守り続けなければいけないルールがあります。

それは株式を保有し続けることです。

もしも株式を誰かに売却してキャッシュ化するのであれば、今まで猶予されていた税金を払わなければいけません。また、もしも会社を解散させてキャッシュ化した場合でも同様です。(解散の場合には、実際に戻ってくる金額を限度に、税金を支払うことになります。)

ちなみに、5年間の条件を守った後に納税をすることになってしまった場合は、5年間分の利子税(年利0.8%)は免除されます。どちらにしても払うはずだった税金だと考えれば、利息分は得したことになりますね。



### (4)免除になるための最後の条件

じゃあ、一体どうすれば最終的に免除になるのか！？と思えますよね。

後継者が、この事業承継税制を使ってさらに次の後継者に事業を承継することができれば、税金が免除になります。つまり、1代目から2代目に承継される時の税金は、2代目が3代目経営者に事業承継ができたときに免除になるという仕組みです。

かなり息の長い話ですが、相続税が何千万から数億単位で免除になるのであれば、挑戦してみる価値は十分あるのではないのでしょうか。

ちなみに、万が一、2代目が死亡してしまった場合にも、税金は免除になります。

### ■ この制度のデメリット



この制度の一番のデメリットは、まだ歴史が浅いため、対応できる税理士がかなり少ないことです。

まず、経験したことのない制度に対して消極的な税理士が多いという現実があります。確かに、まだまだ紹介していない細かい条件がたくさんある制度なので、途中で間違えたことをしてしまうと、猶予されていた税金を全額、利息をつけて支払わなければいけないリスクも存在します。

なので、税理士がこの制度を使うこと自体に躊躇してしまうケースが多いんです。

事業承継について、もしも顧問税理士の先生に相談をして、あまり切れ味のいい返答がもらえないような場合には、事業承継に強い税理士に相談してみることをお勧めします(^-^)

今回の改正のポイントは5つ！

では、改めて、今回まとめられた2018年度税制改正大綱における事業承継税制のポイントについて見ていきましょう。

ちなみに、先にお伝えしたように、これは10年間の特例措置だということに注意してください。

#### (1) 納税猶予の適用対象が100%へ拡大

後継者が、会社の代表者から株式の贈与を受けた場合には、その取得した「全ての株式」(これまででは上限が3分の2でした)にかかる贈与税・相続税の100%について、そ

の後継者が亡くなるまで納税が猶予されることとなります。

#### (2) 先代経営者以外の株主から贈与された株式も対象に

後継者が会社の代表者以外の株主から贈与を受けた株式についても、5年以内に贈与税の申告をするものに限って、適用の対象になりました。これは、現行の事業承継税制についてもさかのぼって適用することができます。

簡単に言うと、今後は複数の贈与者から贈与された株式も納税猶予の対象となる予定です。

#### (3) 雇用の要件を満たさない場合は期限の延長も

雇用の要件を満たさない場合でも、経営が悪化した旨を申し出ることによって、納税猶予の期限が延長されることになりました。

#### (4) 経営環境が悪化した場合の特例

経営環境が悪化してしまい、5年経過後に株式を譲渡するとき、合併で会社が消滅するとき、会社が解散するときなどには、納税猶予税額が免除されることになりました。

#### (5) 親族以外の承継における相続時精算課税の適用

これまで後継者は贈与者の推定相続人のみと決められていましたが、推定相続人以外の人でも、相続時精算課税の適用を受けることができるようになりました。

まとめると、事業承継の計画をちゃんと練ることで、納税猶予の対象が広がるとともに、適用が打ち切られるリスクも緩和されることとなります(\*^^)v。

#### <引用元>

【平成30年改正】事業承継税制とは？メリット・デメリットを解説します

EMP 税務会計事務所  
EMP 行政書士事務所  
株式会社オフィスEMP

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10  
富田町パークビル207号  
TEL : 06-6316-3755 ・ FAX : 06-6316-3756  
MAIL : info@office-emp.com  
Web : http://www.office-emp.com

#### [取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務顧問・税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

